**平成２９年（フ）第１０７号**
鳥取県鳥取市美萩野１丁目55番地11　県住12―306号、旧住所鳥取県鳥取市吉岡温泉町885番地３
債務者　戸崎　仁美
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡　伸幸
4　破産債権の届出期間　平成29年12月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月29日午後１時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第２９５号**
函館市青柳町27番７号
債務者　山内　和子（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成29年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦巽　香苗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月１日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
函館地方裁判所

**平成２９年（フ）第４０２号**
新潟市西蒲区卯八郎受14番地１
債務者　西村　　康
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平　　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第４２２号**
大阪府寝屋川市萱島東２丁目21番３号（104号）、前住所大阪府寝屋川市上神田１丁目28番28―101号
債務者　伊藤テレシータこと　ＩＴＯ　ＴＥＲＥＳＩＴＡ　ＢＡＲＩＣＡＮ
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永榮久仁子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第８９号**
岡山県苫田郡鏡野町円宗寺56番地１　サンシャインパレスＡ　205号室、前住所岡山県津山市油木北415番地４
債務者　小林真由美
1　決定年月日時　平成29年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三村　輝明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
岡山地方裁判所津山支部

**平成２９年（フ）第７２８号**
宮城県名取市名取が丘２丁目５番９号
債務者　羽田　憲弘
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内ヶ崎裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月29日午前11時５分
5　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第７３１号**
宮城県黒川郡大和町吉岡字館下59番地の３　レオパレスリバティＩ107、従前の住所山形県東根市大字羽入1788番地の１
債務者　斎藤　賢二
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飛澤　聡美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月26日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第１５４号**
山形市蔵王成沢675番地10
債務者　芳賀　光弘
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土田　文子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月８日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
山形地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第４８５号**
広島市東区戸坂桜上町17番45―５号
債務者　ワークスサービスカワハラこと　玖波貴美男（旧姓川原）
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　　卓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第７４８号**
広島市安佐南区上安５丁目３番17―102号　県営住宅
債務者　久留須整体院こと　久留須浩次
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沖野　智彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第３８号**
高知県幡多郡大月町大字添ノ川15番１号地
債務者　森岡　　實
1　決定年月日時　平成29年11月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙井　雅秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
高知地方裁判所中村支部

**平成２９年（フ）第８１号**
岩手県花巻市湯口字細野53番地１
債務者　照井美紀子
1　決定年月日時　平成29年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤あすか
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２９年（フ）第３３９８号**
大阪市北区長柄東１丁目５番21―202号
債務者　前田　勝美
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹田　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２２８号**
神戸市西区今寺27番地の８
債務者　善竹　文勝
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅田　修宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２９年（フ）第９２号**
秋田県横手市雄物川町大沢字新道16番地５
債務者　藤井　　康
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
秋田地方裁判所横手支部

**平成２９年（フ）第２８５号**
函館市湯川町３丁目23番13―303号
債務者　村石曜太郎
1　決定年月日時　平成29年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
函館地方裁判所